

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市生活路線バス運行事業について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和6年6月10日

佐野市長 金子 裕

1. 事業概要

- (1) 事業名 佐野市生活路線バス運行事業
- (2) 事業内容 主として高齢者や学生等の日常生活行動における移動手段を確保することを目的として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づき、佐野市生活路線バスの運行運営を行う。詳細は、別紙「佐野市生活路線バス運行事業実施要領」に記載のとおりである。
- (3) 事業期間 運行事業者は市と協定を締結し、協定締結日から令和12年3月31日までの事業期間とし、運行開始日は令和7年4月1日とする。協定は特別な事情がない限り解約できないものとする。ただし、運行事業者が協定締結後に参加資格要件を満たしていないことが明らかになった場合や、運行上危険とされる場合及び不誠実な対応があった場合はこの限りではない。
- (4) その他 佐野市生活路線バス運行費補助金交付要綱（令和元年佐野市告示第182号）に基づき、事業期間内の各年度（4月1日から翌年3月31日まで）に要した運行経費（利潤を含む）から運賃収入、国補助金及びその他収入を差し引いた運行に係る損失額と同じ額を、市から運行事業者へ市補助金として交付する。

2. 募集路線等及び事業限度額

(1) 募集路線等及び事業限度額

募集路線等及び事業限度額は次のとおりである。令和8年度以降も同様の額を限度額とする。なお、消費税及び地方消費税は含まない。また、事業への応募にあたっては複数ブロックへの応募も可能とする。

各ブロックの令和7年度事業限度額	
【ブロック1】植下高萩線・犬伏線・運動公園循環線・田沼葛生線	106,754 千円
【ブロック2】葛生エリア	30,489 千円
【ブロック3】田沼エリア・足利線	46,882 千円
【ブロック4】赤見エリア	12,892 千円
【ブロック5】佐野南部エリア	9,101 千円

(2) デマンド交通予約センターの設置運営

ブロック2からブロック5までの運行事業者は、市及び運行事業者間で協議したうえで共通のデマンド交通予約センターを設置し運営するものとする。デマンド交通予約センターの運営にかかる令和7年度の事業限度額は 15,649 千円とし、令和8年度以降も同様の額を事業限度額とする。

3. 参加資格要件

応募する事業者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 社会保険等加入義務者（健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく保険（以下これらを「社会保険等」という。）への加入が義務付けられている者をいう。）が社会保険等に加入していること。
- (7) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (8) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者であり、かつ現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、又は運行開始日の前日までに確実に同許可を有する見込みがある者。
- (9) 法人、個人は問わないが、佐野市内に営業所を有し、かつ市内に運行車両及び予備車両を保管する場所を有している者（事務所及び運転者の休憩所含む）、又は運行開始日までに確実に有する見込みがある者。

4. 運行事業候補者を特定するための評価基準

(1) 運行に関する基本的事項

運行準備計画、旅客運送事業の実績、国土交通省による処分の状況、重大事故の発生の状況

(2) 実施方針及びまちづくりへの意欲

(3) 乗務員の安定確保

(4) 運行の安全性

安全教育訓練体制、提案者独自で実施している安全安心の取組、緊急時の対応

(5) 利用者の利便性

接遇教育体制及び苦情処理体制、運行状況の周知、利用促進策及び収益拡大策の提案、他の公共交通機関との連携に関する取組、高齢者及び障がい者への配慮、チケットレス化及びデジタル化に関する取組、その他利便性向上に繋がる独自の取組

(6) コスト

(7) プレゼンテーション

5. 本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期（令和6年度）
実施手続き開始の公告	6月10日（月）
説明書及び実施要領の交付	6月10日（月）～6月21日（金）
参加表明書の受付期間	6月10日（月）～6月21日（金）
参加表明書及び説明書、実施要領に対する質問の受付	6月10日（月）～6月18日（火）
参加表明書及び説明書、実施要領に対する質問への回答期限	6月20日（木）
提案資格確認結果通知及び提案書の提出要請	7月4日（木）
提案書に対する質問の受付	7月4日（木）～7月30日（火）
提案書に対する質問への回答期限	8月2日（金）
提案書提出期限	8月5日（月）
審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）	8月22日（木）※予定
特定・非特定通知書の通知	8月下旬
協定締結	8月下旬～9月上旬

6. 担当課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市都市建設部交通政策課 地域交通係
電話 0283-85-7303（直通） FAX 0283-20-3035
E-mail chiikikoutu@city.sano.lg.jp

7. 手続き等

(1) 資料等の交付方法

応募者は、説明書等を佐野市ホームページからダウンロードすること。
（アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>）

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和6年6月21日（金） 午後5時必着
- ② 提出場所 6と同じ
- ③ 提出方法 ・持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達記録が残る方法に限る。
ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
・持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時まで

に提出すること。

(3) 提案書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和6年8月5日(月)午後5時必着
- ② 提出場所 6と同じ
- ③ 提出方法 7(2)③と同じ